

○須崎市建設工事共同企業体取扱要綱

(改正沿革)

制 定 平成 6年 12月 1日
一部改正 平成 8年 4月 1日
一部改正 平成 12年 6月 1日
一部改正 平成 18年 4月 10日

(要旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の基本的要件、結成の基準及びその他必要な事項について、その取扱いを定めるものとする。

(対象工事)

第2条 請負対象金額1億円以上の土木一式工事及び1億5千万円以上の建築一式工事とする。ただし、特殊工事で特別な技術を必要とする場合は、この限りではない。

(運営形態等)

第3条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

- 2 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものでなければならない。
- 3 出資割合は、各構成員が共同事業体として施工する工事に関与する割合に応じて定め、各構成員の施工能力を反映した適正なものでなければならない。

(結成)

第4条 共同企業体は、市内業者(市内に主たる営業所を有する業者をいう。以下同じ。)の受注機会の確保、大規模工事の確実な施工、技術力の拡充強化、経験の増大及び危険の分散を図り、工事の適正、円滑かつ確実に施工することを目的として結成するものとする。

(構成)

第5条 共同企業体の構成は、次のとおりとする。

(1) 市内業者のみによるもの

- ア 市内業者単独では、施工が困難である特殊工事及び大規模工事で、市内業者が共同することにより施工が可能と認められる場合
- イ 市内業者単独でも施工が可能であるが、市内中小業者の受注機会の確保を図るため必要があると認められる場合

(2) 市外業者(市外に主たる営業所を有する業者をいう。以下同じ。)と市内業者によるもの

市内業者又はその共同企業体では施工が困難である特殊工事又は大規模工事で、市外業者と市内業者が共同することにより、工事の確実な施工が図られ、市内業者の技術力の向上に資すると認められる場合

(3) 市外業者のみによる共同企業体は、原則として認めないものとする。

(構成員)

第6条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 構成員は、原則として3社以内とする。ただし、特に大規模かつ技術的難度の高い工事については、5社以内とすることができるものとする。
- (2) 構成員は、発注工事に対応する業種の登録がなされていること。

(構成員の選定)

第7条 共同企業体の構成員の選定は、別に定める課等建設工事指名協議会及び須崎市工事請負等審査委員会の選考に基づき行うものとする。

(構成員の指名)

第8条 前条に基づき選定された構成員に予備指名方式により通知(様式第1号)をするものとする。

- 2 前項に規定する予備指名方式は、グループ別指名制とする。

(入札参加手続)

第9条 前条に基づき、共同企業体の構成員として予備指名の通知を受けた者が、共同企業体として市が発注する建設工事に係る指名競争入札に参加しようとするときは、共同企業体の入札参加資格審査の申請をするものとする。

- 2 共同企業体として市が発注する建設工事に係る一般競争入札に参加しようとするときは、共同企業体の入札参加資格審査の申請をするものとする。

(資格審査の申請)

第10条 共同企業体の資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければすることができないものとする。

- (1) 代表者は、施工能力、施工実績等を勘案して決定された者とし、等級の異なる者の間においては上位等級の者であること。
- (2) 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、当該企業体の構成員数に応じて次の割合以上でなければならない。

構 成 員 数	最 小 出 資 比 率
2 社	3 0 %
3 社	2 0 %
4 社	1 5 %
5 社	1 0 %

- 2 共同企業体の結成は、第8条の規定により予備指名の通知を受けた業者間の自主結成とする。この場合構成員は、当該工事について他の共同企業体の構成員となることができないものとする。
- 3 一般競争入札による共同企業体の結成は、構成員としての資格があると認められた者が自主的に結成する自主結成方式とする。この場合、構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
- 4 第1項の申請は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第2号)に特定建設工事共同企業体協定書甲(様式第3号)その他申請に必要な書類を添えて提出

するものとする。

(適用除外)

第11条 一般競争入札による場合は、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条第1項及び第10条第2項は適用しない。

(その他)

第12条 共同企業体に対する行為は、すべて当該企業体の代表者を相手方とするものとする。

附 則

1 この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月10日から施行する。

予備指名業者 各位

須崎市長

特定建設工事共同企業体予備指名業者の選定について（通知）

標記の件につき、下記工事の指名競争入札に参加できる特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の予備指名業者として貴社を選定いたしましたので、希望があれば下記により共同企業体を結成のうえ、入札参加資格審査の申請をしてください。

記

- 1 工事番号
工 事 名
 - 2 共同企業体の予備指名業者
別紙のとおり。
 - 3 共同企業体の運営形態
社による共同施工方式とする。
 - 4 共同企業体の結成方法
 - (1) 別紙予備指名業者の A グループ業者で 社、B グループ業者で 社、合計 社が構成員となる共同企業体を結成すること。
 - (2) 一の構成員は、二以上の共同企業体の構成員となることはできないこと。
 - (3) A グループに属する者が必ず代表構成員となることとし、その出資比率は構成員中最大か、又は同等とすること。（最小出資者の出資比率は %以上とすること）
 - (4) 共同企業体の代表構成員となる者の要件
建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 18 の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - (5) 共同企業体のその他の構成員となる者の要件
主任技術者を当該工事に配置できること。
 - 5 入札参加資格審査申請書の提出等
 - (1) 提 出 先
 - (2) 提出書類
 - ① 共同企業体入札参加資格審査申請書（使用印鑑届、配置予定技術者名簿を含む。）
 - ② 共同企業体協定書甲
 - ③ 委任状
- ※①～③の様式は、平成 年 月 日から で配布します。
- (3) 提出期限 平成 年 月 日 () 時 分まで

様式第 2 号

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

須崎市長 様

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

共同企業体の代表構成員の住所

商号及び代表者氏名

印

(電話番号)

(F A X 番号)

共同企業体の構成員の住所

商号及び代表者氏名

印

(電話番号)

(F A X 番号)

今般、連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、 を代表者とする 特定建設工事共同企業体を結成したので、貴市発注の 工事の入札に参加いたしたく、特定建設工事共同企業体協定書甲を添えて資格審査を申請します。

なお、この資格審査申請書のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第3号

特定建設工事共同企業体協定書 甲

(目的)

第1条 当共同企業体は、〇〇工事の建設事業を共同連帯して営むことを目的とし、他の事業は一切営まない。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、平成 年 月 日に成立し、〇〇工事の終了後6箇月を経過するまでの間は解散することができない。

(構成員の名称又は商号)

第5条 当共同企業体は、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社をもってその構成員とする。

(代表者の名称)

第6条 当共同企業体は、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇をもって代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関し当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求及び受領並びに当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 当共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)は、次の割合によって出資するものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を考慮の上、構成員が協議して定めた額をもって前項の割合に算入する。

(役員その他工事施工機関の組織及び選任)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

2 運営委員会の委員長は、当共同企業体の代表者たる〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇をもって充てるものとする。

3 〇〇建設株式会社の代表取締役〇〇〇を監査委員とする。

(事務局)

第10条 運営委員会のもとに事務局を設置する。

(各構成員の責任)

第11条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(会計期間)

第13条 当共同企業体の会計期間は、当共同企業体成立の日から解散の日までとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員に配当するものとする。

(欠損金の負担割合及び補てん方法)

第15条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が負担するものとする。

(工事しゅん工後における人員、機械、残材料等に関する処置)

第16条 工事しゅん工後残有する当共同企業体が雇用した職員及び労務者に関する処置は、運営委員会でこれを定める。

2 工事しゅん工後残存する機械、材料等は、当共同企業体の構成員中の希望する者に運営委員会の議決を経て売却するものとして、その代価は当共同企業体の収入とするものとする。ただし、運営委員会の承認を得たときは、構成員以外の者に売却することができる。

(決算の監査)

第17条 決算終了後代表者は、営業報告書(財産目録、貸借対照表、損益計算書及び損益金処分案)を作成し、運営委員会の議決を経て1箇月以内に監査委員に提出し承認を求めるものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第18条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第19条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当共同企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者(以下「脱退構成員」という。)がある場合においては、残存構成員は工事の施工について発注者と協議するものとする。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担

すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益金を生じた場合において、脱退構成員には利益の配当は行わない。

(構成員の除名)

第19条の2 当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(構成員中工事途中において破産又は解散した場合等の処置)

第20条 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散した場合等においては、第19条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第20条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(工事しゅん工後解散までの間における構成員の脱退、破産又は解散した場合等の措置)

第21条 構成員のいずれかが建設工事しゅん工後当共同企業体が解散に至るまでの間において脱退、破産又は解散した場合等における処置については、残存構成員の決するところによる。

(解散後のかし担保責任)

第22条 当共同企業体が解散した後においても、建設工事につき、かし担保責任が生じたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第23条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

平成 年 月 日

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 住所

氏名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

構成員 住所

氏名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印